

医学教育制度の変革・漢方から洋学へ

浅井国幹と長与専斎の相剋を中心にして

長 与 健 夫

はじめに

明治の初期以降現在にいたるまでに医師となつた者は、欧米の制度に範をとつた「洋式」の教育を受けてきた。すなわち医学の勉強に入る前に生物・物理・化学など自然科学系の学課を学び、それから解剖・生理・薬理などの基礎学課を終つて、内科・外科をはじめとする臨床各課の講義・実習に入り、それらの試験にパスしてはじめて卒業の資格が与えられた。

明治の初期から第二次大戦の終結にいたるまでの七十余年間は、主としてドイツ医学に範をとつた教育がなされ、戦後はアメリカ医学の影響を強く受け、GHQの指令によるインスタン制度の導入や国家試験の実施などいくつかの変遷はあつたものの、西洋医学の学習課程を身につけるべき教育を受けてきたことに変わりはない。

このような状況の中で医師となつたわれわれは、この制度を至極、当然のことと思ひ、医学史についての講義はどの大学でも殆んど無きに等しい状態であつたこともあつて、江戸時代以前の医学については、杉田玄白らの『解体新書』、華岡青洲の全身麻酔による乳癌手術、緒方洪庵の「適塾」や佐藤泰然の「順天堂」など蘭方に関することを断片的に知

るのみで、漢方についての知識は極めて貧弱であり、現実の医療においても一部の人々を除いて漢方は遠く忘れ去られたような存在になってしまっていた。

しかし如何に現代医学を支える科学の知識や技術が進歩したとしてもやがて人々は医療にも限界があることを知り、その欠を補うために東洋医学が見直されはじめてきた。そして今迄はあまり注目されなかつた矢数道明氏の『近世漢方医学史―曲直瀬道三とその学統』をはじめその他の漢方医療に関する書籍に関心が寄せられるようになってきた。

千年以上にも亘つてわが国の医療の主流であつた漢方が、明治維新とともに洋方に切り換えられるに至つたのは、開国による文明開化の一環といつてしまえばそれまでだが、そこに至るにはそれなりの歴史があり、その転換の時期にはわが国の医学史上のハイライトとも云うべき漢方医と洋方医の鋭い対立・争剋があつた。

時代の移り変わりによつて多少の交代はあつたものの、漢方存続側の代表者は浅田宗伯、浅井国幹らであり、洋方転換側のそれは相良知安、長与専斎(私の祖父)らであつた。以下国幹と専斎の経歴、環境や、それによつて育てられた思想やその背後にあるものを含めて論を勧めてみよう。

国幹と専斎の経歴、業績の年代対比

国 幹

専 斎

尾張藩医九代、浅井樺園の長子として名古屋で出生。

一八三八
一八四八

大村藩医長与俊達の孫・大村に出生

黒船来航を契機として日米和親条約の締結(一八五四年)

一八五四―適塾に入門。(十七歳)

尾張藩医学代講となる。(十九歳)

戊辰戦争——明治維新(慶応三年—明治元年・一八六八年)

一八五八 適塾々長に推される。

一八六〇 塾を辞し大村に帰る。

一八六一 長崎に出て蘭医ボンベに医学を学び、一時帰郷して開業。

一八六六 藩命により再び長崎に出て、ボンベの後任マンズフエルトに師事。(医学教育近代化の必要性を論される)

一八六八 長崎・精得館の医師頭取りとなる。

一八六九 (維新により精得館は長崎医学学校と改称される。)

一八七一 上京、同年十月岩倉遣米欧使節団の一員として医事制度調査に出発。

一八七三 三月帰国、同月相良知安の後をうけて第二代文部省医務局長となり、医制改革調査に着手。

一八七四 八月医業の許可制をうたった七十六条の「医制」を東京、京都、大阪に布達。

一八七五 六月三府への医師開業試験を含む衛生行政が文部省から内務省に移管され、七月内務省初代衛生局長となる。

(漢方医界にショック走る。)

漢方医界から布達の変更と漢方医存続の運動が展開され始める。

九月、浅田宗伯ら漢方界の六賢人、洋方六科に対する六科を提示。

二月、旧尾張藩医浅井樺園・国幹父子らが中心となり「愛知博愛社」を結成。

三月、旧江戸医学派の山田業広(初代)、浅田宗伯(二代)ら同志を糾合して「温知社」を設立。

四月、官許を得て名古屋に皇漢医学校を設立。

十月、国幹は各府県温知社宛に、東京温知社を中心とする大同団結文を発送。

神田に皇漢医学講習所を設立。温知社は全国大会で国幹を(第三代)議長に選ぶ。

十一月、国幹の奔走により温知社、博愛社、賛育社、春雨社の大同団結成る。

全国社員の寄付により和漢医学講習所(のち東京温知学校と改名)を新築、館主・浅井国幹、副館主・山田業精。

漢方医継続請願を繰り返すもその都度却下される。

一八七六

一八七九

一八八一

一八八二

一八八三

一八八四

一月、内務省より新たに医業を行うには洋方六科試験合格の要を各府県宛に通達。(但し漢方医には一代に限り既得権を認める)

二月内務省は各府県に任せていた試験を全国的に統一。

石黒忠恵、長与専斎に代り、大学医学部綜理心得となる。

(長与専斎、石黒忠恵、三宅 秀、佐野常民ら大日本私立衛生会を興す)

十月、太政官布告で一八七九年の「医師試験規則」を廃し、「医師資格制度」を法律化する。

「医術開業試験規則」と「医師免許規則」を施行。

一月、「温知社」の解散。(有力幹部の死と請願運動の
 停滞からくる会費未納者激増による財政難) 一八八七 (新制度による医師免許取得者が、全国各地の病院で活
 躍し始める)

憲法 発布 (明治二十二年二月十一日・一八八九年)

最後の望みを議会にかけ全国三千の同志団結して帝 一八九一 (依願免官)
 国医会を結成。

以後は第一回帝國議會を前に各地の地方医団体を結
 集し議會闘争に入る。

日清戦争 (明治二十七年八月―二十八年四月・一八九四―一八九五年)

第八回議會において漢方医提出の「医師免許規則改 一八九五 (済生学舎の創立者長谷川泰氏らの議會における改正
 正法案」は二十七票差で否決さる。法案の強硬な反対演説)

国幹は郷里名古屋に帰り、累代の墓前で医系断絶を
 謝する長恨の「告墓文」を捧る。

死去 (五五歳)	一九〇二	死去 (六五歳)
一九〇三		

二 専齋の新医学教育制度に対する考え

前章に掲げた経歴と業績の概略をみても判るように、国幹と専齋とはほぼ同じ時代とともに藩医の家に生れながら、
 全く異った環境下に育ち、医学・医療に対して相反する思想を持つに至った。

専齋は郷里大村藩の五教館で漢学を勉強した後、漢方による人痘種痘は危険を伴い、より安全でより有効なジェンナの發明になる牛痘種痘法を身につけることを熱望した祖父俊達の強い薦めにより、十七才の折り大坂の緒方洪庵の蘭学塾「適塾」に行き、蘭語、蘭学を学びその後数年間塾頭をつとめたのち、江戸へ出て開業に備えるべく蘭方による医療をしたい旨を洪庵に申し出たが、「今江戸へ出て蘭方医につくよりも、幸いお前の故郷の長崎にポンペという医官がオランダ海軍から派遣されてきていて、松本良順らの援けを得て本格的な医学・医療を移植しようと努力している際中だから、郷里に戻って彼に師事するのが良い」と諭され、彼の忠告に従って江戸行きを断念して大村に帰った。後長崎に出てポンペに師事し、一時家族の希望もあつて大村に戻って開業したが、洪庵先生の教えを実施すべく後再び長崎に出て、数年前にポンペや松本良順らが協力してわが国で始めて創立された洋式の病院・養生所(後に精得館と改名)に入り、ポンペ、ボードウインの後任のマンズフェルトに師事し、彼からオランダ直伝の医学・医療を学んだが、系統的な教育制度のない欠点を鋭く指摘され、オランダ医学を身につけようと思うなら、医学教育制度の根本的な改革が必要であると意見され、折りから勃発した維新の政変により幕府の後楯を失った館で、維新後残った生徒の互選によりその頭取りに推された専齋は全面的にこの蘭医の意見を受け入れて、以後医学教育制度の改革に情熱を注ぐようになった。

長与専齋の「医制」の改革案というと、維新後彼が岩倉具視の遣米欧使節の一員としてヨーロッパ諸国を視察し、彼の地で見聞したことを持ち帰ってそれをそのまま採用したと考えられ勝ちであるが、衛生に関することは別として少くとも教育制度に関しては、前記したようにまた後にも触れるように、その考えの出発点は既に幕末から維新の始めのころに胚胎していた。

専齋は『松香私志』という回顧録を遺しているが、その中の一節に次のような文がある。

「余は程なく長崎伝習の命を拝し、他に数名の学生を引き連れて再び長崎に出ずることとなりぬ。当時長崎の病院にてはボードウイン既に去りてマンズフェルト之に代はり、幕府の医官、松本氏の後は戸塚(文海)氏之に代はり、池田(謙

齋)氏、竹内(正信)氏またその後を承けて院務を統理し、生徒も百人以上に及びしが、世情漸く穩かならざるにつけて幕府の猜疑甚だしく、薩長二藩の人士には入学を許さず、何となく院内の人氣あらだち日夜打寄りては世の形勢など評し合ひ、学問、治療の事は其の日の課程を型の如くにすまし行くのみにして、兎角何事も手に付かざる有り様なりき。

慶応四辰年一月公武の平和遂に京阪の間に破れ官軍勝利にて將軍家は江戸に逃還られたりとの風聞世上に伝はり、幕吏の驚惶一方ならず、奉行職を始め重立ちたる官吏は夜に乗じて落ち失せければ、諸役所は空寺の如く百事荒廢して一時無政府の有様とはなれり。其頃長崎に来遊せる佐々木(高行)、楠本(正隆)などといへる勤王主義の人々之に入り替はり地下の小吏を使役して仮に日常の諸務を扱ひけり。精得館も池田、竹内其他の医官失踪して主宰者なかりければ、七八十名の諸生打集まり衆議を以て館長を定むべしとして投票しけるに余其撰に当れり。固く辞しけれども当撰の上は是非にとて一同引かざりければ、遂に館内に移り住み仮に館長の事を取り行ひけり。其後沢三位卿知事として就任せらるるに及び精得館医師頭取を命ぜられ、後に学頭と改められき。

然るに近年本館の規律漸く緩み世上の騷擾につれ学生の氣風慍悍放縱に傾き一大刷新を要するの機迫りたれども、さて其の手段方法に至りては然るべき思案も出ず、兎も角教師マンズフェルトに謀り試みると、一日其許に至り委しく目下の事情を打明けて意見を叩きしに、氏は大に悦びよくこそ問はれたれ。某も昨年此地に來りてより心附きたる事もありつれども機会なくして打ち過ぎぬ。今此の頹風を一新して学校の体裁を整えんには先ず学制を根底より革新して本館の基礎を定むべし、抑も教育上最緊要なるは学課の順序を逐ふにあり。就中医学の如きは理科、解剖、生理、病理と順次に連絡したるものにして、解剖を知らざれば生理を解せず、生理を解せざれば病理を明らかにすること能はず、病理・病因明かならずしていかで治療に手を下し得べき。

腹藏なく余が意見を打明け申さんには、凡て日本の学生はいまだ医学生たるの資格を具へざるものなり。理学、化学

はさらなり算数の事さへ心得たるもの稀なれば、此の人々に対して医学を講習するは幾んど無益の業なり。……

今本館の基礎を定むるには先ず医学を修得すべき資格ある学生を得て規則正しく一定の課程を踐行せしめ、真成の医師を養成するの手段を取らざる可らず。されど今日日本にては科学の素養を亨くべき途なければ、新たに青年の生徒を募りて、予備学より教授せずばあるべからず。然るに余一人にては此の予備教育をも担当し得べきにあらず。少くとも今一名の教師を加へ予科、本科の教場を各別に設け。予科教場にては算数、理化、動植物の課程を定めて之を授け、其業を卒はり本科を理會するの資格備はりたる後、之を本科の教場に移し解剖以上の科目を順次に修めしむべし。今日の如く学科に章程なく、学生に規律なからんには幾十年講習の労を積みたればとて決して其の効あることなし。目下の弊風の如きは畢竟学制の定まらざるが故にして、単に世の騷擾にのみ伴ひたるにはあらざるべしとて、反復丁寧ニ二時間余も説き示されぬ。」

専齋が維新後（江戸）東京に出て、旧知の政府高官の推薦によつて岩倉使節団の一員として欧米の医学事情を視察して帰国したのは明治六年（一八七三）三月であり、その後のことについては年代記に記載した通りである。この頃の事について彼は『松香私志』に、次のように述べている。

「海外に在りし時は客氣熾んなるに任せて種々の想像を画きたることもありつれども、実際に臨むにいたりては上下前後の事情に牽制せられ左技右悟手を下すに由なく、門を閉じ客を謝して沈思すれども得る所あらず茫乎として数日を費しけり。……今日に当り如何に事情を斟酌したればとて欧米に型を取りたる医制の滑かに行はるべき様なし。寧ろ習俗事情に拘はることなく真一文字に文明の制度に則りてこれを定め、先ず帰着する所あるを天下に示し、而して施行の實際の如きは急がず迫らず多少の余地を与へてその成功を永遠に期することとすべし。

されば先ず医学教育の規程を整備して鋭意その実行を奨励し、医術開業試験の方法を規定して後業に就く者の方針を明らかにし、一方には地方医務吏員の組織を設け徐ろにこれを指導して衛生行政の地を為し、諸般公衆健康保護の事項

の如きは仕組の大体を定め置き 利害の目前に近づくに臨みて便宜にこれを設施することとなすべしと。茲に始めて腹案を定め、やがて医制七十六条(二十七条より五十三条までは医術開業試験併にその免許に関すること)を草し文部省を経て太政官に上り、編成の趣旨を副申として進めたりけり。次年の三月に至り太政官より先ず三府に於いて事情を酌量し徐々に着手すべしと指令せられき。

……本邦の医師は中古以来父子師弟相伝承して一家の私業となり、考試の制とてもなかりければ、医制を創定するに当り先ず試験の法を設けて其の資格を一定するは差当りたる急務にして擱くべきに非ざれども、全国三万有余の漢方医は皆深く其の家学を崇信し、西洋の事物といへばおしなべて忌み嫌ふこと頑固なる宗教信徒の如し。今若し急に西洋流の学科を以て試験法を設けたらんには、信念の執着のみならず營業上の不利をも招くべければ全国医師の苦情を醸さん事必然なり。また世上一般の情勢を観るに漢方の信仰者は尚朝野に遍く、多少事を解する人にも往々漢洋医の差別を以て儒学に於ける古学、宋学の異同の類と認め、医術試験の事は流派の異同に拘りて私情を逞くせるものなりなど案外の邪推を巡らす者あり。其の甚しきに至りては学問の真理は心得ながら、医師の如きは其消長を社会の信用に任せ置きて干涉すべきものにあらずなど、阿世の説をなす者もあり。物論頗る喧しく深く心を悩ましたりけれども、此の大本定まらざる限りは医務衛生百般の事手を下すに由なく到底止むべきことにあざれば、寧ろ速に断行して先ず大勢を制するに如かずと心を決し端緒を啓くこととなりぬ。即ち物理、化学、解剖、生理、病理、内科、外科及び薬剤学の大意を試験科目として之を掲げ、今後新たに医術を開業せんとする者には府廳の病院に於いて試験を遂げしめ、其の成績を具状して免状を受験者に交付すべし。

而して従来開業の医師は試験を要せず其儘に免状を与えて開業を許すべき旨、文部省より東京、京都、大阪の三府に達せられたり。医師社会に於て此規則の発表を見るに至るまでは独乙模倣の峻厳なる試験法を普く開業医師に施し落第したる者は大家古老と雖も容赦なく業を禁じ匙を止めらるかの如く思ひ取りて一大恐慌を来し居りたる時なりしが、発

表の暁に及びては其の平易なること意料の外に出て、受験者には落第も寡く従来の開業医に在りては營業上何等の影響もなく人々稍安堵して苦情もなかりければ、明くる九年（一八七六）の一月には更に内務省の達を以て試験法を普く各県に施行することとなりぬ。

されど此省達は試験法の試験とも謂ふべきものにして固より永久の制規にあらざりしかば、十二年に至りて一步を進め、衛生局にて問題を撰び之を地方廳に封送し、地方廳にては委員を設けて試験場を開き封題のまま受験者に配付して筆答せしめ、これを衛生局に送付して同局にて其の及落を判定し、合格の者に免状を付与することとなせり。

此の法も亦過渡の一橋梁に過ぎざれば、之より三歳を経て十六年に至り中央政府に試験委員を設け、春秋兩季に東京、京都（或いは大阪）及び長崎の三地方に科場を開きて委員を分派し、最寄りの志願者を集めて考試することとなし、従前の試験規則を医師免許規則と改め法律として布告せられたり。医師の試験法は斯く前後九年に亘り三たびの改正を経て大体の基礎は定まりけり。」とある。

私の家には古くから、父の書いた「急迫敗事享耐成事」の額が掲げられている。今までは一般的な教えと思つていたが、今度この問題を調べているうちに、これは父が祖父の医師免許試験法を実現する時の心境をこの八文字に託したものだと思うようになった。

三 国幹の思想と医師免許制度に対する態度

浅井国幹は尾張医学を累代主宰してきた浅井家の第九代の樺園（九阜）の長男として嘉永元年（一八四八）名古屋で生れた。名は正典。慶応二年（一八六六）十九歳で尾張藩医学の代講となり、維新後藩医学の廃止で藩学明倫堂の二等助教を勤めた後、一時県下で開業ののち名古屋の旧邸に戻って漢学校を建て講習を行った。

この経歴からも察せられるように、彼は単なる藩医や漢方を主業とする開業医であることに満足せず、家系や時代の

影響もあつて漢学やそれを基盤とし、『医心方』『傷寒論』などに由来する漢方、さらに江戸の中期以降天皇の權威に回復の曙光が見え始めるとともに、わが国固有の皇漢医学に人一倍強い愛着心を持つにいたつた。

維新後新政府の欧化政策によつて漢方が洋方に圧迫されて衰退するばかりでなく、明治八年（一八七五）に制定された「医制」によつて滅亡の危機を感じ始めてからは、持つて生れた反骨精神を發揮し、父と共に旧門下の諸医県下の漢方医を集めて「愛知博愛社」を結成して大いに漢方の存在を明らかにし、その働きが認められてのち招かれて東京に出でからは開業医としてよりも第一章の経歴、業績の項にあげたように、漢方医存続の統卒者として八面六臂の活躍をした。しかし長年に亘る存続運動も、明治二十八年（一八九五）に議會に提出した「医師資格試験法改正運動」と「和漢医師継統請願」が僅か二十七票の差で否決され彼の命運は尽きた。

彼の思想・信念の根元にあるのは大己貴命と少彦名命の二神をあげ奉る皇漢医学であつたが、その存続運動は否定され、彼は故郷に帰り祖先の墓の前で家系医学の断絶、皇漢医学の断絶を血涙とともに謝する「告墓文」を書いた（それは現在私の家のすぐそばの常楽寺の門前の傍らに石碑として残されている）。その心情は千五百字にもものぼる漢文で記されているが、難解で読みきれず、それを読解された鎌田正博士（東京教育大学名誉教授）の文によつてその一部を紹介してみよう。

「……わが国と中国とは隣国として接近し、氣候や風俗は少しく相違するものの、国民の気性は大いに似通っている。古代大己貴命と少彦名命の二柱の神のすぐれた知恵による処方薬は精妙を極めたもので、草木を用いて病気を救い、禁厭（まじない）を用いて病患をはらわれたことは、東西兩國の符節合するが如きであり、その行うところは全く同様であつた。

幸いにもわが祖先たちはこの道を学び、文録以後十代の長い間継承して来た。わが家系の八代の紫山君は意気雄大で、藩の医制に参画し家門の名声は大いに上り、第九代の父九臯府君は刻苦勉勵して伝統の学を守り、丹波公の命を受けて

京都医心館において講義し、口ずから秘伝を伝授し未開の領域を開拓された。わが祖先たちは医道を守ること以上の如く綿々として絶えることなく医道と盛衰を共にし、ましてや藩公の特別のご寵愛を蒙り代々医学館の学僚を監督するという重任を与えていただいた。ゆえにわが国の医道の興廃はわが浅井家の盛衰によって知ることが出来たのである。

正典(国幹)は亡き父君のあとを継承することを願ひ、寝ても覚ても思い続けていつも悩みに悩んだ。……王政が一新すると、學術を海外の国に求め、その文明がわが国に伝来し世人ごとく争うが如くそれに従ひ水勢のおし寄せるが如くその勢は抑えることが出来ず、世人の耳目を驚かし人々の心胆を破り、その余波はわが家の庭までも押し寄せ、先聖の遺訓は茅ぶきの家の如く捨て去られて顧みられず、各藩もまた伝統の医学校を廃して今や講義の教室もなくなった。

明治維新の弊害は執政の政府に根ざしている。わが医道の真実をきわめもしないで極力排斥したので、邪惡の者どもがこれに便乗して関係者が寄り集まって一団となり、私党を大勢引き立てて、害毒を医学界に流した。明治七年(一八七四)には東京、京都、大阪の三府に医事法令を發布し、翌八年二月には初めて「医師学業試験規則」を施行し、さらにその翌九年十一月には全国に令して、西洋医学の七科を修得しなければ医師となることが出来ないように定めた。さらにその翌十年及び十二年には益々巧みな策謀を用い、十六年(一八八三)十月には医師免許規則を改正して彼らの基礎を固めて学界をかき乱し、政治の助けを借りてわが国特有の醫術を棄て、医療施策の根本を誤り、しかも民意を束縛し伝統医学が長く広まり続くことを妨害し、その源をふさいで衰亡するのを待つという処置を取るに至った。かくては二神の恩恵と三皇の典法は沈滞して不遇に陥り、大いに衰微することになった。……

時は明治十二年(一八七九)のこと、昔から関係の深い浅井学系の方を始め、県下の同業者三百余名と団結して博愛社を設立し、斯道復興の大方策を定めた。これより以後医業不振のため廃業に陥った者を助けたり、ふりかかる災難に耐え忍んだりして、斯道の復興を自分の任務とし、苦難や憂患に遭遇すること二十二年に及び、全く苦難の絶頂を経てきた。あるいは温知社の運動に消極的で一時逃れの態度を取る者を指導して自覚させ、あるいは天下に檄文を飛ばして志

士と相謀ることなどもした。かくて志士の大勢は奮起し、政府に提出する請願書は日々にその数を増し、あるいは公開の議決を以て提出し、あるいは私的集会の議をもつて世に訴えるなど、七ヶ年に亘り復興の運動を継続してきた。しかるに豺狼の如き反対のやからが要路においてこれに反対し、あるいは恩知らずの者どもの反対が激烈を極めを極め、温知社の運勢もやがて衰えて来た。……

このような幾多の苦難にもめげず永年の努力の甲斐あって、二十八年一月には、議会における漢方認知という宿願の大計画がいよいよ実現しようとしたところ、反対のやからが先を争って激しく非難してわれわれの願いを斥け、十余年に亘る努力は空しく一瞬の間に消え去り、これによって同志は意気消沈し恐れおののき憂えるばかりであった。思えば頑固な私はつまずけばつまずくほど益々憤激し、綿密且つ最善の方策をたてて知力のあらん限りを尽くしたが、盟いに背きのがれる者が年とともに多くなり、天帝にも見放され、事は結局成功を見ることが出来ず、涙をふるって同盟を解き、快々として楽しまず沈黙を守ってきた。正典のこの不幸な胸中を誰が知ることが出来ましょうか。

歴代の祖先の血をうけついで皇漢医学に絶体の尊敬と信頼を置き、折りから江戸の中期以降蘭学を基にして次第に発展しつつあった西洋医学を、それを破壊するものとして敵視し、感情に走り過ぎていきらひはあるが、彼の心中はこの文によって理解することが出来る。

四 医師法改正に関する政府の諮問

当然のことながら、時の政府は医師法の改正に基く医界の騒乱、社会の混乱を憂慮して、専齋に対し種々の質問している。以下そのうちのいくつかを要約して紹介してみよう。

第九問 「医師規則を施行して漢方医に困難を来すことなきや否や？」

答 「是まで開業致し来り候漢方医は前段に申陳候通にて、既に其業に安じ候故決して迷惑致候儀は無之。尤今後単に

漢方の医術のみを以て營業せんと欲する者は些(いささ)か困難の姿に相見候……左すれば成規の試験課程に三年を費し候上、二、三年も漢法の医書研究致し候はば一通りは会得致し申す可し。

……然るに固く漢洋流派の別に拘泥し一步も西洋学課に立入り不申、理科、解剖、生理等の七科は皆古聖昔賢の書に備はり他に求むべきものなしと申張り候徒に至りては、所謂自暴自棄とも申す可く是等の輩は却て漢方医道の害と相成り申す可し。……況んや今日文明の世に立ち 医業を以て身を立てんと欲する者にして流派の異同に拘泥し他山の研究を困難と心得候者は之有る間敷く、偶々之有り候え共歯牙に掛けるには及び申す間敷と存じ候。」

第十一問 「金匱、傷寒、素問、靈樞は無用なるや、将来に採用すべきものなるや?」

答 「此の諸書は皆古聖昔賢の遺經にして漢医の千百年を通じ金枝玉葉として尊崇する所なれば、固より無用の書には之有る間敷く候。然れども医業は活事に就き実物を以て当り候事柄に付き宗教、道德の学と同じからず。古聖賢の言なりとても一以之を貫き候訳には参り申さず。仁義忠孝の教えの如きは千古不易の至理にして一旦極意を押さえて急所を道破したる以上は、後世千万言を費し候共、皆其糟粕に過ぎ申さず候得共、実理の学に至りては聖人の言と申し候ても是非なき次第に之有り候。……」

おわりに

専齋の『松香私志』と国幹の「告墓文」とを比較してみると、両者の医学・医療に対する考えの違いをはつきりと読みとることが出来る。専齋は国幹を長とする漢方存続派を「西洋の事物といえはおしなべて忌み嫌うこと 頑固なる宗教信徒の如し」と云い、国幹は漢方の維持に反対し洋方を推進しようとする者たちを、「豺狼の如き反対のやから」と、まさに水と油の交らざるが如き様相を呈した。

洋方と漢方とはその根源が違い性格が違うので、これは深川晨堂氏も指摘するように起こるべくして起こった衝突で、

わが国の歴史、文化史の流れの一つの反映ともみることが出来よう。ただ不幸中の幸いであったのは洋方家側が漢方を完全に否定して締め出さず、新試験に合格した者は漢方による治療をしても差し支えないという但し書きをつけたことであつた。この但し書がその後数十年を経て漢方には洋方にならない良さがあることを人々は経験的に知り、その再評価の傾向は単に鍼・灸の領域のみならず、本草学に基く薬剤の世界にも次第に広がりつつあるのが現状と言えよう。漢方の本家中国でも最近では「中西医学」と称して両者の欠点を補い合うという気風が出始めてきている。長い目で見てこれはプラスにこそなれマイナスになることはあるまいと思われる。

謝 辞

稿を終るに当り、講演を通じて尾張藩医、浅井家のことについて、ご教示をいただいた伊藤嘉紀先生、及び矢数道明先生の文献涉猟につきお世話をいただいた「エーザイクすり博物館」の青木充夫館長に御礼を申し上げます。

参考文献

- 一、長与専斎『松香私志』自家本、明治三十五年
- 二、松本順自伝・長与専斎自伝（東洋文庫386）小川鼎三・酒井シツ校注、平凡社、一九八〇年
- 三、『近世漢方医学史—曲直瀬道三とその学統』矢数道明著、名著出版、昭和五七年
- 四、『漢洋医学闘争史』政治闘争篇、深川農堂輯著、旧藩と医学社出版、医聖社復刻、平成元年
- 五、『日本医療文化史』宗田一著、思文閣出版、平成元年
- 六、寺師睦宗『漢方を築いた先哲』漢方存続運動に生涯をかけた浅井国幹、ルネッサンス文庫、一九九五
- 七、浅井国幹「告墓文」（鎌田正・東京教育大学名誉教授の和訳による）
- 八、伊藤嘉紀「尾張藩医浅井家について」（講演）、名古屋史談会十九会例会、平成八年七月六日
- 九、長与健夫「浅井国幹と明治維新」日本医事新報No.3771（緑陰随想）P.四一—四二、一九九六

（愛知県がんセンター名誉総長）

Revolutionary Change of the Medical Education System from Chinese to Western Style.

— A Story of the Conflict between K. Azai and S. Nagayo

by Takeo NAGAYO

From ancient times, Japanese medicine took its model from the Chinese, but owing to the gradual spread of the influence of Dutch style medicine toward the end of the Edo period (around the first half of the 19th century), the new Meiji government adopted the teachings of Western style medicine. A promoter of this way was Sensai Nagayo and a representative of the movement against it was Kokkan Azai.

Based on the records written by these doctors, differences of the ideas and the nature of the conflict are described.